

1 開業医向け医師賠償責任保険とは

開業医の先生方には開業医向けの医師賠償責任保険にご加入頂きます。

●「開業医向けの医師賠償責任保険」とは「**医師賠償責任保険**」と「**医療施設賠償責任保険**」がセットされた保険契約です。

●「**医療施設賠償責任保険**」は病院の開設者向けの保険ですので、勤務医師賠償責任保険とセットでのご加入はできません。また、医療施設賠償責任保険のみのご加入はできません。

*ご加入になられる方（被保険者）は、MRM会員または会則第5条で認められた方に限られます。

■医師賠償責任保険

医療業務の遂行に起因する事故について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

■医療施設賠償責任保険

医療施設に起因する事故、医療施設の用法に伴う仕事の遂行もしくはその結果に起因する事故、提供もしくは販売し占有を離れている生産物（食品や商品）に起因する事故または不当行為によって発生した人格権侵害（医療行為に起因する人格権侵害を除きます。）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です（医療業務の遂行に起因する患者の対人事故を除きます。）。

このご案内書で使用用語の意味は、次のとおりです。

被保険者	この保険契約において補償を受けられることができる方
事故	医師賠償責任保険においては、患者の身体・生命を害したことをいいます。医療施設賠償責任保険においては、対人・対物事故（医療業務の遂行に起因する対人事故を除きます。）をいい、他人の身体・生命を害したことを【対人事故】、他人の財物を損壊したことを【対物事故】といいます。
財物の損壊	財物の滅失、破損または汚損
不当行為	不当な身体の拘束または口頭・文書・図画等による表示
人格権侵害	他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害
支払限度額	保険会社がお支払いする保険金の限度額
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額。免責金額は、被保険者の自己負担となります。

2 保険料と支払限度額

【継続でご加入の場合】

(1) 保険料は次の2タイプになります。

タイプ	医師賠償責任保険		医療施設賠償責任保険						年間保険料 (一時払)
	対人		対人		対物	人格権侵害			
	1事故	保険期間中	被害者 1名につき	1事故	1事故	被害者1名	1回の 不当行為	保険期間中	
Sタイプ	2億円	6億円	1億円	10億円	1,000万円	1,000万円	1億円	1億円	80,430円
Aタイプ	1億円	3億円	1億円	10億円	1,000万円	1,000万円	1億円	1億円	62,190円

*新たにご加入の場合は個別にご加入プランをご案内致しますので、お問い合わせください。

①保険期間：2017年1月1日午後4時～2018年1月1日午後4時（1年間）

中途加入時の保険期間は、毎月25日迄に保険料をお振込み頂いた場合、「保険料振込月の翌月1日午後4時～2018年1月1日午後4時まで」

②保険料：加入初年度のみ別途ご案内する保険料を現金でお振込みいただいています。次年度より毎年10月27日にご指定口座から自動引落としとなります。次年度の自動引落し用に、加入申込書・左側に記載の「口座振替登録書」に口座情報を記入・押印（登録印）下さい。

③団体割引：20%適用

ご加入人数が500人を下回った場合には、保険料の引上げまたは支払限度額の引下げ等の変更をさせていただきますので、予めご了承ください。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

④自動継続：現在ご加入の方につきましては、別途ご案内する「更新のご案内」をご確認ください。「更新のご案内」に記載の期日までにご加入者からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

⑤免責金額：医療施設賠償責任保険金では、1事故、1回の不当行為につき1000円が免責金額となります。

⑥募集締切日：中途加入の場合、ご加入希望月の前月25日までに、加入申込書の郵送と同時に保険料をお振込み下さい。ただし、12月申込みの場合のみ12月20日までにお手続きをお願い致します。

(2) 初年度のみ加入該当月の保険料を、前月25日までにお振込み下さい。

中途加入の保険料は個別にご案内いたします。

*12月加入の方は、翌年度1年分保険料と併せてご請求いたします。

(3) 上記ご案内は無床診療所の場合になります。有床診療所の場合は、個別にご案内しますので、別途お問合せ下さい。

3 開業医向け医師賠償責任保険の内容

(1) 保険金をお支払いする場合

■医師賠償責任保険

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行った医療業務の遂行に起因する事故が保険期間中に発見^(*)され、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。

(*) 被保険者が事故を最初に認識した時(認識し得た時を含みます。)または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時(提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。)のいずれか早い時点をもってなされたものとします。

■医療施設賠償責任保険

次のいずれかの事由に起因して保険期間中に発生した事故(医療業務の遂行に起因する患者の対人事故を除きます。)、または次のいずれかの事由に伴い日本国内で保険期間中に行われた不当行為によって発生した人格権侵害(医療行為に起因する人格権侵害を除きます。)について、被保険者が法律

上の賠償責任を負担した場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。

- ①被保険者が所有、使用または管理する医療施設(設備を含みます。)
- ②医療施設の用法に伴う仕事の遂行またはその結果
- ③被保険者が提供・販売した食品や商品などのご契約時に定めていただいた財物

たとえば、次のようなケースが考えられます。

【医師賠償責任保険】

- ①診断を誤ったため、患者の症状が悪化した。
- ②手術ミスにより、患者が重篤な後遺症を負った。

【医療施設賠償責任保険】

- ①シャッターが落下して、見舞客がケガをした。
- ②病院内の食堂で提供した食事により、見舞客が食中毒になった。
- ③病院周辺にいた見舞客を不審人物と勘違いし、公衆の面前で取り押さえた。

(2) お支払いする保険金の種類、お支払い方法

①法律上の損害賠償金

法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金

※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。

②争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)

③損害防止軽減費用

事故または人格権侵害が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続き、または既に発生した事故または人格権侵害に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用

④緊急措置費用

事故または人格権侵害が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要

な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用

⑤協力費用

引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

※詳細は、保険約款でご確認ください。

保険金のお支払い方法は次のとおりです。

- ・上記①の法律上の損害賠償金については、合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。(支払限度額が適用されます。)
- ・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります。(支払限度額は適用されません。)ただし、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金>支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

(3) 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

■医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険共通

- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ・地震、噴火、洪水、津波、高潮

■医師賠償責任保険

- ・次のものの所有、使用または管理に起因する賠償責任
 - ア. 被保険者が業務を行う施設または設備
 - イ. 航空機、車両(原動力がもっぱら人力である場合を含みます。)、船舶または動物
- ・名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任
- ・美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任
- ・医療の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ・所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する賠償責任を除きます。

■医療施設賠償責任保険

<対人事故・対物事故、人格権侵害共通>

- ・医療行為の対象となる者が被った身体の障害(医師賠償責任保険で補償します。)
- ・建物の外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- ・医療施設の修理、改造または取壊し等の工事
- ・次に掲げるものの所有、使用または管理

ア. 航空機、自動車または原動機付自転車

イ. 医療施設外における船、車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)または動物

・昇降機の所有、使用または管理についての被保険者の故意または重大な過失による法令違反

・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造し、販売し、もしくは提供した生産物または行った仕事の結果

・次の財物の損壊または使用不能(財物の一部のかしによるその財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます。)

ア. 生産物

イ. 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物(作業が加えられるべきであった場合を含みます。)

<人格権侵害>

- ・医療行為
- ・最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為
- ・事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為
- ・被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)
- ・被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- ・広告・宣伝活動、放送活動または出版活動

等

個人立診療所と法人立診療所の違いについて

<法人立の医療施設がご加入される場合>

医療施設の開設者である法人が、被保険者となります。

<個人立の医療施設がご加入される場合>

医療施設の開設者である個人が、被保険者となります。

各医療施設に勤務する医師個人の賠償責任を補償するものではありません。勤務医師個人が負担する賠償責任を補償するためには、別途「勤務医師賠償責任保険」にご加入いただく必要があります。